平成３０年（フ）第２７号
兵庫県加古川市尾上町口里814番地の64　栄荘１－１号
債務者　山本　要治
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　えみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２２２号
徳島県徳島市南仲之町１丁目26番地　サンシャインプラザ203号
債務者　藤崎　　努
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　陽充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２７号
高知市仁井田1677番地　レジデンス楠永203
債務者　川崎　光代
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４８９号
愛知県みよし市黒笹いずみ１丁目15番地９　トミヨシロンハイツ202号
債務者　辻川　千恵
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第４号
愛知県高浜市神明町７丁目13番地22　ワンルームピコ101号室
債務者　亀島　康徳
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１号
新潟県佐渡市河原田諏訪町206番地65
債務者　岩崎　富高
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第３１４号
高知県南国市岡豊町笠ノ川1125番地４
債務者　鍋島　桐子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２０号
高知市青柳町61番地14　コーポホリディ101
債務者　中越　　彰
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２６号
高知県香美市土佐山田町西本町４丁目４番13号　サンガーデン西町Ｃ棟102号室
債務者　松田　紗妃
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３６８号
高知市若草町14番35号
債務者　吉門　照子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５６１号
相模原市南区南台４丁目２番23号　ホワイトパレス103
債務者　松田　信子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１号
神奈川県座間市相模が丘３丁目16番20号
債務者　長谷　正範
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２号
相模原市中央区水郷田名２丁目20番10号　ピープル相模原西306号
債務者　柳澤　真弓
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２１３１号
名古屋市西区栄生１丁目２番２号　名古屋厚生会館愛のホーム
債務者　伊藤優美子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６０号
大阪市西区南堀江２丁目13番17号　パークサイドピクチャー西心斎橋　403
債務者　原田　真次
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３６２号
大阪市淀川区塚本３丁目12番６－405号
債務者　細谷　昌平
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２７号
岡山市南区宗津959番地25
債務者　東　　慶一
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部